

年金 2 (問題)

1. 次の文章に対する答えとして適切なものを各選択肢の中から一つ選び、さらに関連質問について解答を簡記せよ。
(35点)

(1) 厚生年金基金の目的及び性格に関する次の記述のうち誤っているものをあげよ。

- ア. 厚生年金基金は、厚生年金保険法によりその設立を認められる特別法人であり、また健康保険組合と同様な公法人としての性格を有する。厚生年金基金の目的は、加入員の老齢についての生活の安定と福祉の向上を図ることにある。
- イ. 厚生年金基金は、意思決定機関である代議員会、執行機関である理事会を設け、それらは事業主と加入員とがそれぞれ半数ずつで構成することになっている。また、基金の役職員は、刑法等の適用について公務に従事する職員とみなされる。
- ウ. 厚生年金基金は、設立の認可を受けたときに成立する。設立の認可を受けた厚生年金基金は、その名称中に厚生年金基金という文字を必ず用いなければならない。厚生年金基金でない者は、厚生年金基金という名称を用いてはならない。
- エ. 厚生年金基金は、基金を設立する適用事業所の事業主およびその適用事業所に使用される被保険者をもって組織する。但し、厚生年金保険法で規定する適用事業所でない事業所でも、従業員の4分の3以上の同意を得て基金へ加入申請をすることにより、基金設立事業所となることができる。

(質問) 公法人としての厚生年金基金の行う業務のうち、主なものを3つあげよ。

(2) 厚生年金基金の加算部分の設計に関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 加算部分については、退職金制度等と調整される場合や入社後短期間で退職する従業員が非常に多い場合に、待期待期間を設けることができる。待期待期間は、加入員期間による場合は3年以下、年齢による場合は25歳以下とされている。
- イ. 加算部分の年金受給資格は、20年を超える加入員期間を年金給付の支給要件としてはならない。また、脱退一時金の受給資格は、5年を超えない加入員期間を支給要件とすればよい。
- ウ. 年金受給権者には年金給付を行うのが原則であるが、年金受給権者の選択により年金給付にかえて全額一時金で受け取ることができる。その際、年金給付の水準が一定の水準以下の厚生年金基金における当該一時金の額は、年金給付の保証期間に相当する部分の現価相当額および年金給付の現価相当額に0.9を乗じた額のうち小さい額を限度とすることとされている。
- エ. グループ区分を設けた場合、最低でも、各グループ区分毎に計算したプラスアルファ部分の給付現価の合計額が、代行部分の給付現価に対して3割程度上回る給付水準とすることが必要である。

(質問) 加算年金の額を支給開始後一定期間経過後に減額改定する給付設計を行う場合に、満たすべき要件を簡記せよ。

(3) 厚生年金基金の加入員負担掛金に関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 加算部分で加入員負担掛金のある設計とする場合、加入員期間による待期を設けることはできるが、加入員負担掛金を中途から開始することはできない。
- イ. 加算部分で加入員負担掛金のある設計とする場合、過去勤務期間を全部または一部通算することによって生じた過去勤務債務の償却については、弾力償却を適用することはできない。
- ウ. 加算部分で加入員負担掛金のある設計とする場合、加入員の負担する掛金合計（基本部分と加算部分の合計）の水準には上限がある。
- エ. 加算部分で複数個の給付額の一部の給付に加入員負担を伴う場合、当該給付の適用について年齢 35 歳以下または加入員期間 5 年以下の待期を設けることができる。

(質問) 厚生年金基金における労使の掛金負担割合について厚生年金保険法と厚生年金基金令の規定の内容を簡記せよ。

(4) 平成 7 年 9 月 20 日付で出状された厚生省通知「厚生年金基金における最低責任準備金の確保及び年金受給権の保全について」に関連する次の記述のうち誤っているものをあげよ。

- ア. 平成 8 年度以降の各事業年度の決算基準日において、保有する年金積立金の時価評価額が最低責任準備金の 105%未満である厚生年金基金は、原則として積立水準の回復計画を作成し、これを実施しなければならない。
- イ. 積立水準の回復計画は、その計画を作成する必要の生じた基準日の属する事業年度の翌々事業年度から起算して 7 事業年度以内に積立水準の回復が見込まれるように作成しなければならない。
- ウ. 積立水準の回復のため、過去勤務債務の償却年数を短縮して特別掛金率を引き上げることもできる。
- エ. 積立水準の回復計画を作成するために使用する基礎率は、その計画を作成する必要の生じた基準日の属する事業年度の決算において責任準備金の評価に当たって用いたものとする。

(質問) 複数の企業が集まって設立している厚生年金基金が、積立水準の回復計画を作成することとなったとき、その基金から設立事業所が任意脱退する場合の取扱いとして、検討すべき内容を簡記せよ。

(5) 平成 8 年に成立した厚生年金保険法等の一部を改正する法律により改正された厚生年金基金の取扱いに関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 今回の改正により、厚生年金基金においても基金の選択により遺族給付・障害給付を行うことができるようになった。
- イ. J R・J T・N T T の共済組合は統合後も存続組合としてなお存続することになるが、厚生大臣が指定した厚生年金基金のみが存続組合の業務を引き継ぐことができる。
- ウ. 指定厚生年金基金においてのみ、年金給付の自動改定措置（スライド）を行うことができる。
- エ. 厚生年金基金が指定厚生年金基金となった時点で当該厚生年金基金は存続組合の一切の権利義務を承継し、存続組合は解散する。

(質問) 厚生年金基金において障害給付を行う場合に留意すべき点を簡記せよ。

2. 代行保険料率に関連する以下の問に答えよ。

(25点)

(1) 下記の資料は、総合型設立のA厚生年金基金（代行保険料率計算上の新規加入年齢は男女共30歳、最終年齢は男女共65歳）の代行保険料率算定届出書の一部である。表中の \boxtimes に入るべき数値を記せ。

(2) (1)のA厚生年金基金の加入事業所が高齢者の雇用継続を促進した結果、次回再計算において60歳から最終年齢までの予定脱退率が低下した。この場合、以下の区分毎にその変動が与える影響およびその要因について述べよ。
 (なお、基本部分に使用する予定脱退率は、代行保険料率に使用したものと同一と仮定する。また、60歳から最終年齢までの予定脱退率以外の計算基礎率および年齢構成等は、再計算前後において変化がなかったものとする。)

① 代行保険料率

② 基本部分掛金率

(3) 個々の基金と厚生年金本体との一層の財政的中立性を確保する観点から、免除保険料率の改善を行うとした場合の具体的な方策について簡記せよ。

— 資料 —

(様式第6号)

4. 代行給付現価、標準報酬現価等の内訳

	男 子			女 子			計		
	計	現在加入員分	将来加入員分	計	現在加入員分	将来加入員分	計	現在加入員分	将来加入員分
代行給付現価 (政府負担金控除後計) (千円)	<input type="text"/>	—	—	<input type="text"/>	—	—	<input type="text"/>	—	—
うち65歳未満分	<input type="text"/>	—	—	<input type="text"/>	—	—	<input type="text"/>	—	—
うち65歳以上分	<input type="text"/>	416,345	<input type="text"/>	<input type="text"/>	40,158	<input type="text"/>	<input type="text"/>	456,501	<input type="text"/>
代行給付現価 (政府負担金控除前)	686,639	424,724	261,915	77,695	41,402	36,293	764,334	466,126	298,208
政府負担金現価	<input type="text"/>	8,379	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1,246	<input type="text"/>	<input type="text"/>	9,625	<input type="text"/>
標準報酬現価 (千円)	29,333,902	18,451,359	15,882,543	2,861,379	1,008,480	1,852,899	32,195,281	14,459,839	17,735,442
代行保険料率 (%)	<input type="text"/>	—	—	<input type="text"/>	—	—	\boxtimes	—	—

8. A、Bいずれかを選択し、解答せよ。

(40点)

- A. 平成8年に成立した厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、旧公共企業体の共済組合の長期給付事業が厚生年金保険に統合されることとなった。統合後新たに受給権が発生する年金給付について厚生年金保険法による年金給付を行うとともに、統合時まで受給権が発生している年金給付について厚生年金保険から支給することとしている。この措置について、以下の問に答えよ。
- (1) 上記の年金給付に要する費用の財源措置のひとつとして、なお存続するものとされた旧公共企業体の共済組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して積立金を納付することとされたが、積立金の額の算定にあたっての基本的な考え方を述べよ。
 - (2) 厚生年金の現在の財政運営の基本的な考え方を記した上で、厚生年金においても(1)の水準の積立金を常に保持するという方針で財政運営をする場合との違いを踏まえて、厚生年金の財政運営のあり方について所見を述べよ。
- B. 平成8年6月に厚生年金基金制度研究会にて「厚生年金基金制度研究会報告書」がまとめられた。この中で「基金財政の安定化を図るとともに、基金制度として受給権保全のためのしくみを充実する」ことの必要性が指摘されているが、これに関連して以下の問に答えよ。
- (1) 平成8年6月27日付で出状された厚生省年金局長通知「厚生年金基金の財政運営について」において「基金財政の安定化を図るとともに、基金制度として受給権保全のためのしくみを充実する」観点から導入されたと考えられる事項について簡潔に説明せよ。
 - (2) 今後、更に「基金財政の安定化を図るとともに、基金制度として受給権保全のためのしくみを充実する」ことを検討するとした場合に、継続基準の財政運営および非継続基準の財政検証に関して論点となり得る項目をあげ、それぞれの論点について所見を述べよ。

以上

年金 2 解答例

問題 1

(1) 選択肢の答 エ

質問の答

- ・ 基準給与の決定または改定
- ・ 年金給付もしくは一時金給付の決定
- ・ 掛金または徴収金の賦課および徴収
- ・ 滞納処分

(2) 選択肢の答 ウ

質問の答

次の a、b を満たしていること。

a. 基礎部分現価 \geq 代行部分現価 $\times 0.25$ (定額制度は 0.3)

b. 基礎部分現価 \geq 付加部分現価

ただし、b は

基礎部分現価 \geq (努力目標水準現価 - 代行部分現価) $\times 0.5$

の場合は成り立たなくてもよい

(3) 選択肢の答 ウ

質問の答

- ・ 原則、加入員および事業主がそれぞれ半額を負担する。
- ・ 事業主の負担割合を増加させることもできるが、少なくとも加入員の負担する掛金の総額は免除保険料の半額を下回ることはできない。

(4) 選択肢の答 ア

質問の答

任意脱退事業所が負担すべきと考えられる、以下を償却するための特別掛金を徴収すること。

- ・ 未償却過去勤務債務
- ・ 繰越不足金
- ・ 評価損
- ・ 上記以外に脱退により生じる差損

(5) 選択肢の答 エ

質問の答

- ・障害給付発生の変動リスクが大きいこと。
- ・障害の認定を適切かつ公平に行うこと。

問題2

(1) 33.2

(2)

①代行保険料率

代行保険料率算定においては、65歳未満の給付に係るコストを一定としている。65歳以上の給付に必要なコストは65歳を支給開始年齢として算出しているため、脱退時の年齢が65歳に近づくほど、その所要掛金率は上昇する。従って60歳～最終年齢迄の脱退率の低下は所要掛金率の高い年齢（65歳）への到達割合が増加するため、代行保険料率の上昇要因となる。

②基本部分掛金率

基本部分の支給開始年齢は通常60歳であるので、脱退時の年齢とコストとの関係は60歳未満については脱退時の年齢が上昇するに従い、その給付のための所要掛金率は上昇し、60歳以降については年齢の上昇と共に支給期間が短くなる影響のため、その給付のための所要掛金率は低下する。このため、60歳～最終年齢迄の脱退率の低下はより所要掛金率の低い年齢層への到達割合が増加するため、掛金率の低下要因となる。

(3) 以下の3点についてその趣旨を踏まえて記述すること。

・免除保険料の完全個別化

免除保険料率は、平成8年度から各基金の代行保険料率に応じて決定されることになった。しかし、従来の一律の免除保険料率からの円滑な移行を図る観点から、当分の間の措置として上下限が設定されている。このため、代行保険料率が上下限に納まらない基金も相当数に上っており、基金間の不均衡が残っている。個々の基金毎に厚生年金本体との一層の中立性を確保するため、早急にこの上下限を撤廃し、免除保険料率を個別化する必要がある。

・死亡率改定に伴う給付債務の増減への対応

死亡率が改善された場合は、代行給付費が増加するが、現在は、この代行給付費の増加分のうち過去期間にかかる部分は免除保険料率に反映されていないため、基金にはこの部分に対応する積立不足が発生する。死亡率改善による代行部分の給付増減は厚生年金本体と全く同様に生じるものである以上、厚生年金本体との中立性を確保するためには、死亡率の改定に伴う過去分の給付債務に係る負担増減を免除保険料率に反映させる必要がある。

・代行部分の予定利率と厚生年金本体の運用利回りとの乖離への対応

免除保険料率算定上、長期的な運用収入の見込みである予定利率は、厚生年金本体の長期的な運用利回りの見通しに基づいて一律のものとして設定されている。しかし、短期的には長期的な割引率である予定利率と厚生年金本体の利回りの間にはたえず乖離が生じている。基金と厚生年金本体とが、長期的にも短期的にみても財政的に中立性を保つようにするためには、厚生年金本体の運用利回りと予定利率との差について事後的に補整する仕組みを導入する必要がある。具体的には、厚生年金本体の運用利回りと予定利率の差によって生じる利差損益を免除保険料率に反映させることが考えられる。

問題3 A

(1)

旧公共企業体共済の厚生年金への統合にあたり、その財源構造は以下のように整理された。

①統合後の期間に係る給付については、厚生年金全体で財政運営。

②統合前の期間に関する給付については、次のとおりとした。

(a) 各共済が独立制度として運営していた期間に給付が確定した部分(生賃金ベース平均標準報酬×組合員期間×7.5~10/1000)についてはその給付に必要な積立金を厚生年金に移管。

なお、上記でいう必要な積立金は厚生年金基金における最低責任準備金と同様な考え方で算出した額である。

(b) 物価スライド、再評価といった世代間扶養で賄われている部分については旧公共企業体加入者が厚生年金に払う保険料の一部を充当するほか、一定のルールに従い被用者年金全制度で公平に支え合う。

但し、NTTの場合は、積立金の移管及び保険料による充当で給付費が賄えるため、被用者年金制度による支援措置は行わない。

以上の整理から、旧公共企業体の共済組合は、制度統合前の給付確定部分に係る積立金を厚生年金に納付することとされた。

(2)

1. 現行の厚生年金の財政運営の基本的な考え方

現在の現役世代と将来の現役世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて最終保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行う財政方式を採用しており、これは賦課方式と積立方式との中間的な財政方式（段階保険料方式）である。

財政計画の策定にあたっては、以下の4条件を満たす様に行っている。

- ①本格的な高齢社会においては、一定の保険料（最終保険料：平成6年財政再計算では30%以内としている。）で年金財政が安定的に運営できること。
- ②後代になるほど保険料の引上げ幅が大きくなるよう配慮すること。
- ③制度の成熟途上においては、単年度収支が赤字にならないようにすること。
- ④経済情勢が短期間のうちに急激に変動した場合にも対処できる一定の準備金を常に保有すること。

2. 今後の厚生年金の財政運営のあり方

ここでは、「1.」の現行の厚生年金の財政運営の考え方に照らし、今後の財政運営のあり方を述べる。以下にその要旨の一例を記すが論旨が明確で題意に沿うものであれば方向性が異なるものであってもよい。

①財政運営のあり方

厚生年金の給付を積立部分と世代間扶養部分に区分して財政運営を行うこととすべきである。

(理由)

- (a) 給付の構造とそれに対する保険料の関係が一層明確になり、また、今後の給付水準、保険料水準の議論もより明確に行えること。
- (b) 将来にわたって一定水準の積立金を保有する財政運営となり、安定的であること。
- (c) 厚生年金基金制度との関係も明確であること。
- (d) 世代間の負担の公平性がある程度確保できること。

②積立水準について

厚生年金基金制度での代行部分に相当する部分とすべきである。

(理由)

- (a) 給付の水準の予測が行いやすく事前積立になじむものであること。
- (b) 厚生年金基金制度との関係がより明確になること。

なお、当該積立部分で生じた不足金は積立部分の保険料により解消するか積立部分の給付水準を下げることで対応することとすべきであり、積立部分を明確にすることにより、この

対応が理解されやすくなると考える。

③世代間扶養部分について

物価スライド・賃金スライドによる後発的に発生した給付を世代間扶養部分とすべきであるが、この部分は賦課方式または段階保険料方式により財政運営を行っていくことがその給付の性質から妥当と考える。

上記のように今後の厚生年金の財政運営を行うとした場合、現行より多くの積立金を保有することとなるため、この運用に一層の注目が集まることが予想される。これへの対応として民間の運用機関を活用していくことも考えられるがこの際には、公的年金の積立金という性格を踏まえ国民経済的な視野に立った運用方針を検討するとともに十分なリスク管理が必要であろう。

また、保険料は基本的には上記②③各々の保険料の合計となるが、この設定にあたっては、

- ・世代間の給付と負担のバランス
- ・保険料負担の限界

を勘案することが必要であり、特に③部分の保険料の設定に十分留意する必要がある。

問題 3 B

(1)

①基礎率設定の弾力化

継続基準の計算基礎率に予測される将来変動を加味した動態的要素を見込んで設定できるようになった。(以下についてその内容を簡記すること。)

(a) 昇給率 (b) 将来加入員の見込み (c) 年金受給権者の死亡率

②過去勤務債務の償却の弾力化

基金財政の早期健全化の観点から、今までの方式に加え加入員数又は給与が変動(減少)しても予定通り償却可能となる定率償却及び定額償却が認められた。

③時価基準への移行

簿価基準では、基金財政の客観的な姿を見えにくくしているだけでなく、長期的視点に立った効率的な運用を阻害し、ひいては財政の不安定化をもたらす要因となっていた。このような簿価基準の弊害を解決するため、数理的評価も選択できる時価基準が導入された。

(2) 以下に論点の例を記す。

①継続基準の財政運営

(a) 基礎率のあり方

予定利率の弾力化の必要性及びその水準の設定方法等について記載する。

(b) 目標積立水準の設定

目標積立水準の導入のあり方、その効果等について記載する。

(c) 過去勤務債務の償却の一層の弾力化

財政の早期健全化の観点から、より一層の弾力化の必要性、方法等について記載する。

②非継続基準の財政検証

(a) その必要性

基金の規模や成熟度の多様化と基金を取り巻く環境の大きな変化により全基金一律の画一的な財政運営が実情にそぐわなくなってきた。そこで、基金が多様な財政運営の選択肢の中から主体的に選択できる弾力的な仕組みが不可欠となっているが、一方で年金の受給権を確保するための仕組みの導入も必要である。このような観点から、非継続基準の財政検証の必要性について記載する。

(b) 最低積立水準は如何に設定すべきか

ア. 確保すべき受給権を如何に考えるか。

即ち、既得権又は期待権との関係、プラスアルファ部分の取扱い、保全の順位等についての考察。

イ. 非継続の基礎率は如何にすべきか

即ち、継続基準との考え方の違い、代行部分とプラスアルファ部分の取扱いをどう整理するか等の考察。

ウ. 具体的な測定方法

具体的な測定方法の考え方、国際会計基準に使用される手法との比較などの考察。

(c) 運営方法は如何にすべきか

非継続基準の財政検証を導入した場合の運営方法（如何に積立水準を回復させるか等）に関する考察。